

別紙 3

肥料コスト低減体系緊急転換事業に係る審査基準

肥料コスト低減体系緊急転換事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとします。

都道府県等により構成される協議会（事業実施主体）は、提出された申請書類について、採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で取組実施者となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、地域の実情を考慮し、必要に応じて、予算の範囲内で補助率を下げて、補助金交付候補者を選定できるものとしますが、審査項目のうち必須項目において、一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者として選定することはできないこととします。

審査項目			評価
必須項目	取組計画書の妥当性	① 必須の取組（転換実証、情報発信）について、妥当な内容となっているか。 ア 妥当な内容である イ 必須の取組についての記載がない、又は内容が妥当ではない	— 不採択
		② 取組目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。 ア 適切に設定されている イ 適切に設定されているとはいえない	— 不採択
		③ 事業費は適正に算定されているか。 ア 適正に算定されている イ 適正に算定されているとはいえない	— 不採択
		④ 実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。 ア 日程に無理がなく、実現性がある イ 日程に無理があり、実現可能とはいえない	— 不採択
	取組実施者の適格性	⑤ 代表者や組織運営に関する規程が定められているか。 ア 定められている イ 定められていない	— 不採択
		⑥ 事業を行う上で適切な実施体制となっているか。 ア 適切な実施体制となっている イ 実施体制が整っておらず、事業の遂行に影響を及ぼすおそれがある	— 不採択
		⑦ 誓約・同意事項に同意しているか。 ア 参加農業者も含めて同意している イ 同意していない、又は参加農業者の中に同意していない者がいる	— 不採択

審査項目（採点基準）			ポイント
評価項目	事業の波及効果	⑧ 事業の実施年や実施者の取組のみにとどまることなく、継続的な取組や地域への波及効果が期待できるか。 ア おおいに期待できる イ おおむね期待できる ウ あまり期待できない	8 4 0
	取組内容の有効性	⑨ 「堆肥等施用」、「鶏ふん施用」、「汚泥肥料施用」の合計取組率（小数点以下は四捨五入） ア 参加農業者のうち、80%以上が取り組んでいる イ 参加農業者のうち、60～79%が取り組んでいる ウ 参加農業者のうち、40～59%が取り組んでいる エ 参加農業者のうち、20～39%が取り組んでいる オ 参加農業者のうち、1～19%が取り組んでいる カ 取り組んでいる参加農業者がいない	15 12 9 6 3 0
		⑩ 「リモセン生育診断＋ドローン追肥」、「局所施肥技術」、「可変施肥技術」、「低コスト肥料への切替」、「国内地域資源活用肥料への切替」の合計取組率（小数点以下は四捨五入） ア 参加農業者のうち、80%以上が取り組んでいる イ 参加農業者のうち、60～79%が取り組んでいる ウ 参加農業者のうち、40～59%が取り組んでいる エ 参加農業者のうち、20～39%が取り組んでいる オ 参加農業者のうち、1～19%が取り組んでいる カ 取り組んでいる参加農業者がいない	10 8 6 4 2 0
	取組目標の水準	⑪ 肥料コスト又は施肥量の低減率（複数設定している場合は平均値を使用、小数点以下は四捨五入） ア 40%以上 イ 30～39% ウ 20～29% エ 10～19% オ 5～9% カ 1～4%	10 8 6 4 2 1
		【⑪の低減率が一つも設定されていない場合のみ適用】 ⑫ 切替肥料の国内原料割合（小数点以下は四捨五入） ア 90%以上 イ 70～89% ウ 50～69% エ 30～49% オ 10～29% カ 1～9%	10 8 6 4 2 1

- (注) 1 必須項目において、一つでも「不採択」がある場合には、不採択とします。
- 2 同点の場合には、取組目標の水準（⑪及び⑫）の点数がより高いものを上位とします。更に、取組目標の水準が同点の場合には、取組内容の有効性（⑨及び⑩）の合計点数がより高いものを上位とします。